

学校法人青葉学園情報公開に関する開示・不開示の審査基準

学校法人青葉学園（以下「学園」という。）に係る情報公開に関する開示・不開示の審査基準は次のとおりとする。

1 個人情報

個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できることとなるものを含む。）又は、特定の個人を識別することはできないが、当該情報を公にすることによって個人の権利利益（名誉、感情などを含む。）を害するおそれがあるものについては不開示とする。

《不開示と考えられるものの例》

- (1) 役員・評議員・教育職員・事務教員・学生等の自宅住所・電話番号等
- (2) 人事選考関係資料（氏名、履歴等）
- (3) 健康診断・カウンセリングの記録
- (4) 懲戒処分関係情報（氏名、懲戒内容等）
- (5) 学生個人に関する情報（学籍（休・退学を含む）、成績、教育・生活相談等の記録、卒業後の就職先等）
- (6) 推薦入試・大学院入試等の答案及び合否判定資料
- (7) 学生指導関係文書

ただし、個人情報であっても、次の情報は開示する。

- イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
- ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

《開示と考えられるものの例》

イの例示

ホームページで公開している範囲での教育職員紹介に関する情報

ロの例示

薬品の安全性等の研究に携わった研究者の個人情報で公にすることが必要と認められるもの

2 法人等情報

法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、次に掲げるものについては不開示とする。

- イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- ロ 学園の要請を受けて、公にしないという条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているもの、また、公にしない等の条件を付すことが情報の性質、当時の状況に照らして合理的であると認められるもの

《不開示と考えられるものの例》

イの例示

- (1) 「民間等との共同研究」等に関し相手方から提供されたノウハウ
- (2) 工事請負者施工成績一覧

ロの例示

企画立案の資料、アンケートの回答等で公にしないとの条件が付されたもの

ただし、法人等情報において、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は開示する。

3 審議検討等情報

学園の内部又は他の機関等との相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、次に掲げるおそれのあるものについては不開示とする。

- イ 公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ
- ロ 特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ

《不開示と考えられるものの例》

イの例示

- (1) 報告、答申等で現在検討・審議中のものの記録
- (2) 学部、学科等改組で現在検討中のものの記録
- (3) 人事選考（採用、昇任等）の記録

ロの例示

機種選定や仕様策定に係る検討記録

4 事務・事業情報

事務・事業情報のうち公にすることにより、次に掲げるおそれのあるもの及びその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては不開示とする。

- イ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
- ロ 監査、検査又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法・不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- ハ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ニ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- ホ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- ヘ 国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

《不開示と考えられるものの例》

イの例示

- (1) 麻薬、毒物、劇物等の毒性、危険性、病原性等の強い物質の受払い、保管に関する情報
- (2) ID、パスワード等のネットワークセキュリティ関係情報

ロの例示

- (1) 学部入試、推薦入試、大学院入試等の出題者名簿
- (2) 入試制度改革関係資料

ハの例示

- (1) 入札前の予定価格、積算内訳書
- (2) 大学が当事者となっている訴訟に関する資料

ニの例示

科学研究費補助金研究計画調書で採択前のもの、又は不採択のもの

ホの例示

- (1) 人事異動原案
- (2) 人事選考（採用、昇任等）関係資料
- (3) 勤務評定関係記録

附 則

この基準は、平成20年11月5日から施行する。